

沖縄県の最低賃金

必ずチェック！最低賃金！
働く人と雇う人のためのルールです！

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

(1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生效年月日
沖縄県最低賃金	952	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。	令和6年10月9日

(2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生效年月日
新聞業	左記の最低賃金は、令和6年度は改正がありませんでした。 このため、 令和6年10月9日から、沖縄県最低賃金952円が適用 されます。		
自動車(新車)小売業			
各種商品小売業			
糖類製造業			
適用除外	ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者		

◆ 最低賃金に算入されない賃金・・・①精皆手当、通勤手当及び家族手当

②臨時に支払われる賃金

③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金

④時間外、休日労働割増賃金等

◆ 特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

◆ 最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室** 〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの**労働基準監督署**へ。

那覇労働基準監督署 沖縄労働基準監督署 名護労働基準監督署 宮古労働基準監督署 八重山労働基準監督署

電話(098)868-8033

電話(098)982-1263

電話(0980)52-2691

電話(0980)72-2303

電話(0980)82-2344

ご存知ですか？最低賃金引上げ支援(中小企業向け) **業務改善助成金**！
(雇用環境・均等室 098-868-4403)

働き方改革、生産性向上の取り組みを支援します。
無料でご相談に応じます。まずは、ご相談を！
沖縄働き方改革推進支援センター(0120-420-780)

《厚生労働省 沖縄労働局》